

武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立の小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（以下「中学校」という。）（以下「学校」という。）における長期宿泊体験活動（セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。）について、その在り方を検討するため、武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 小学校第5学年で実施するセカンドスクールの活動内容及び実施方法に関すること。
- (2) 中学校第1学年で実施するセカンドスクールの在り方に関すること。
- (3) 小学校第4学年で実施するプレセカンドスクールの在り方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者及び職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 武蔵野市立小中学校長会を代表する者 3人
- (2) 学校の教員 3人
- (3) 学校の児童又は生徒の保護者 3人
- (4) 学識経験者 1人
- (5) 教育部長
- (6) 教育部指導課長
- (7) 教育部統括指導主事
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和3

年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬)

第7条 第3条第3号及び第4号に掲げる委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育委員会が市長と協議して定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は教育委員会」とあるのは「教育委員会」とする。